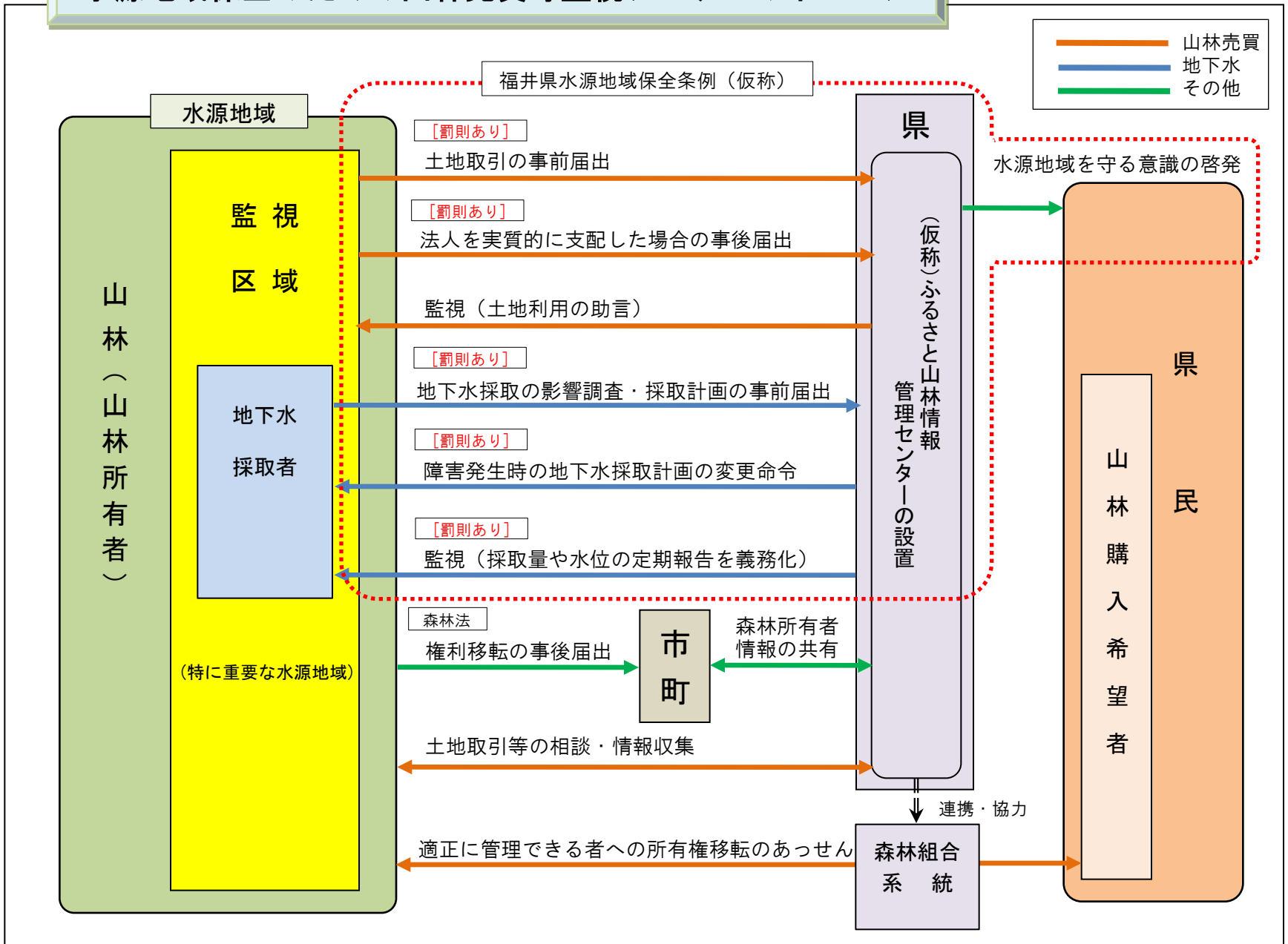


## ふるさと山林売買等監視システムの構築（案）

## 資料 3 目次

ふるさと山林売買監視システムのイメージ	……	1
I 森林の公益性の度合いに応じた監視区域の設定と土地取引に関する事前届出制	……	2
II 地下水等水資源の保全	……	6
III 適切に森林管理できない者による森林所有を防ぐための対策	……	8
IV 県民総ぐるみで森林を守るための意識啓発・気運の醸成	……	12
(仮称) ふくいの山林と水源保全条例 骨子(案)	……	14
V 森林所有者情報等の収集体制の整備	……	21

# 水源地域保全のための山林売買等監視システムのイメージ



# Ⅰ 森林の公益性の度合いに応じた監視区域の設定と土地取引に関する事前届出制

## 1 現状と課題

水源地域の山林が大規模に買収され、無秩序な立木の伐採やリゾートなどの乱開発、産業廃棄物の不法投棄、あるいは地下水の過剰取水が行われるなど、不適切な目的で利用された場合、県民に安定した良質な水資源を供給することができなくなる恐れがある。

しかしながら、現行の国土利用計画法や森林法では、森林所有者の情報は権利移転後に把握できるだけで、行政は事前に山林売買を把握することができない。

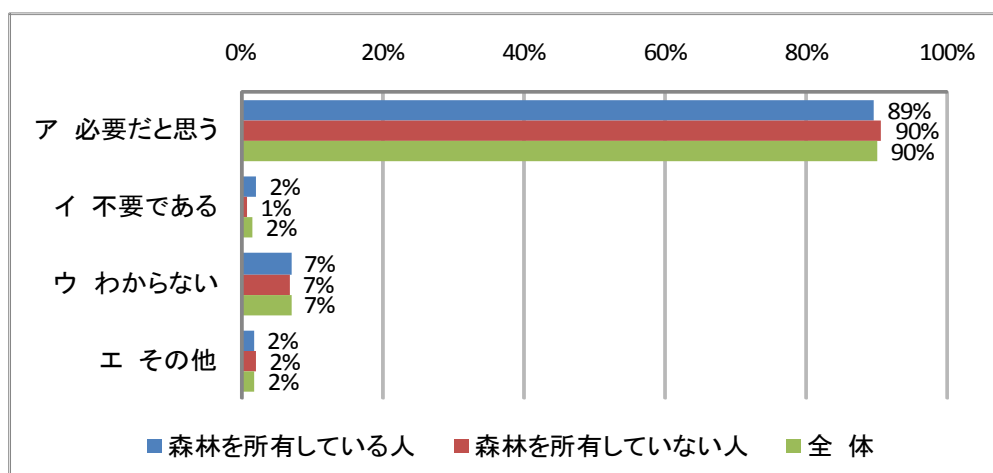
## 2 対応方策

水資源の涵養など森林の公益的機能を持続的に発揮させるためには、常にその森林所有者とその利用状況を把握するとともに、山林の適切な所有と管理が確保されなければならない。

そのためには、特に重要な水源区域の山林について、条例による土地に関する権利移転等の事前届出制の導入により、売買取引等による所有者の異動等を監視し、売買取引等を行う者に対して指導・助言を行うことにより、適正な土地利用の確保を図る必要がある。

なお、県民の意識調査結果（下記参照）においても、水源など重要な山林売買について、行政が事前把握することを望む声が多い結果となっている。

### 重要な山林を守るために土地取引の事前届出を条例化する行政の動きについて



山林と水源に関する県民の意識調査：福井県森づくり課 H24.6～7月調査

## (1) 監視区域について

監視区域（条例により土地に関する権利設定の事前届出対象とする区域）は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、具体的には次のような区域が考えられる。

- ① 地表水（河川水、伏流水、ダム水）から取水している場合の水源区域
  - ・山林における公共の用に供する生活用水の水源に係る取水地点に対する集水区域を基本とする。
- ② 地下水（浅層地下水、深層地下水および湧水）から取水している場合の水源区域
  - ・山林における公共の用に供する生活用水の水源に係る取水地点に対する集水区域を基本とする。
- ③ 水源かん養保安林
  - ・各種用水の確保等を目的に、森林法第 25 条に基づき指定された保安林。

なお、監視区域の設定にあたっては、個々の水源の状況や地域の実情に即して指定する必要があることから、市町長の意見を聴いて指定することが必要である。

また、監視区域の設定により森林施業に支障が生じるのではないか、あるいは土地の評価が下がるのではないかといった誤解や不安を招くことがないように、あらかじめ土地所有者等に対して条例の趣旨や適用について説明し、理解を得るよう努めなければならない。

登記地目において保安林であることが明示されている水源かん養保安林以外の監視区域の指定単位については、地番など細かい単位で指定した場合、土地所有者等にとって届出対象地であるかどうか把握し辛いばかりでなく、行政側の管理が煩雑になるなど、届出制度の円滑な運用の観点から支障が生じる可能性がある。

このため、効率性と実効性を考慮し、大字単位などで指定することが望ましい。

## (2) 監視区域における土地に関する権利の移転等の届出

望ましくない開発等が行われる場合、土地取得者は明確な土地利用目的を有していることが多いと考えられることから、事前届出の対象は土地に関する権利の移転または設定にかかる契約とし、相続を除くこととする。

届出事項としては、住所や氏名（名称）など契約当事者に関する事項や、移転予定の権利の種類、契約予定年月日、契約対象となる土地に関する事項、権

利移転後の土地利用の目的、**土地の管理予定者**などとする。

また、~~買主予定者の住所が県外や海外で県内に居所・拠点~~を有さない場合においては**実際には土地の管理を行う予定者**、また買主予定者の住所が海外で国内に居所・拠点を有さない場合には行政が円滑に指導・助言できるよう、代理人など国内で常に連絡できる先を届出事項とすることが考えられる。

**さらに**、開発等の不適切な土地利用を目的に、企業買収等により他法人の森林を実質的に支配することも懸念されることから、監視区域内の土地に関する権利を所有している法人の議決権の過半数の株式等を保有した場合においても届出の対象とすべきである。

ただし、株式は株主が自由に譲渡することができ、当該法人も事前に関与できないことから株主名簿の整備により、その割合を把握できる法人が事後届出を行うこととする。

### (3) **届出制度の周知と徹底について**

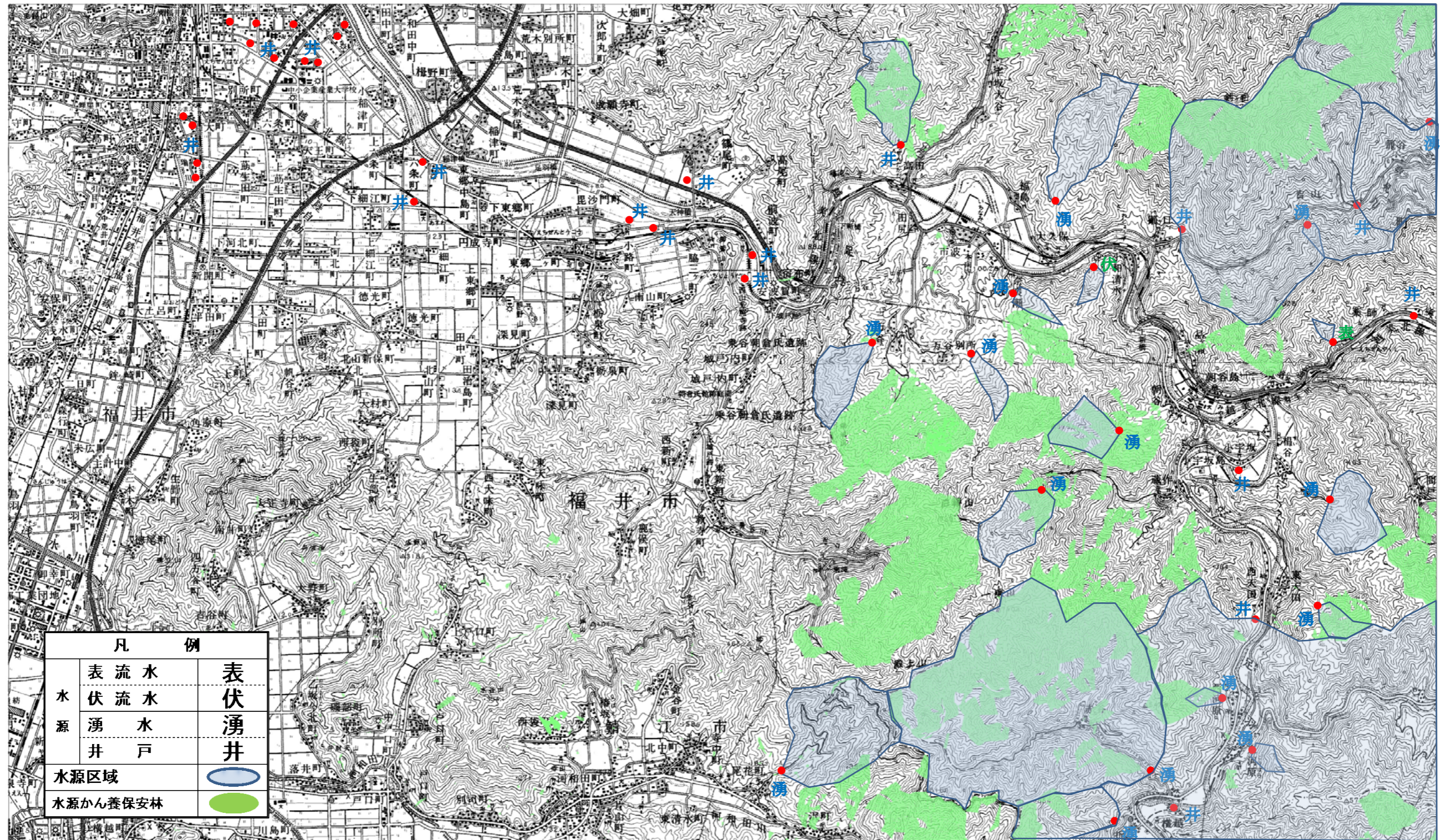
条例による届出制度の実施にあたっては、その周知の徹底を図っていくことが極めて重要である。

県や市町の広報誌等への掲載、山間集落に対する座談会等を通じた周知など粘り強い活動を図るほか、関係機関に対して制度周知への協力を依頼することが有効である。

具体的には、不動産登記を所管する法務局、不動産登記に携わる司法書士会、土地売買等に携わる宅地建物取引業協会や行政書士会などへ、その関係業務の中で申請者や依頼者など条例の届出対象者等に対する制度周知について、協力を依頼することが考えられる。

一方、(仮称)ふるさと山林情報管理センター[県]では、条例に基づく土地に関する移転等の届出について、後述する「V 森林所有者情報等の収集体制の整備」における不動産登記簿変更情報や固定資産課税台帳変更情報と照合し、無届案件を把握するとともに、無届出者に対する制度周知および提出の指導を行っていくことが不可欠である。

# 取水施設の位置および水源区域（福井市東部の場合）



1:50000

## II 地下水等水資源の保全

### 1 現状と課題

水源の種類には、地表水や地下水、湧水などがある。

地表水については、河川法により河川区域内の取水が規制※<sup>1</sup>されているほか、河川法の適用を受けない普通河川については、各市町の法定外公共物管理条例により占用について規制※<sup>2</sup>されている。

一方、地下水や湧水については、民法207条において「土地の所有権は法令の制限内においてその土地の上下に及ぶ」とされており、法令による規制がない限り、その所有権は土地所有者に帰属し、自由に取水することができる。

福井県では、一定規模以上の地下水取水者は福井県公害防止条例に基づく届出が必要となっており、地盤沈下を防止する観点から、地下水の水位が著しく低下または低下するおそれがある場合に、必要な措置をとることを勧告できることとなっている。

これまで、地下水は水道水源や産業用などの目的で取水されており、県民生活に欠かせない重要な資源として活用されている。

平成24年6月までの福井県公害防止条例に基づく地下水採取の届出状況	
・届出件数	2,152 箇所
・届出総揚水量	1,869 千m <sup>3</sup> /日

このため、県下全域での地下水の取水規制を実施するには以下の課題がある。

- ① 量的規制については、現時点において地下水賦存量の詳細なデータがないため困難であり、地域の賦存量を把握するためには時間と費用がかかる。
- ② 平野部等も対象にした場合、既取水者にも規制が及び代替水源の確保など新たな負担が生じる可能性もあり、県内産業に多大な影響を及ぼす恐れがあるため既取水者に配慮した規制内容を慎重に検討する必要がある。
- ③ 新たな国内企業の進出の弊害となる可能性がある。
- ④ 県公害防止条例の届出制度と二重の規制対象となるため、整合性を図る必要がある。
- ⑤ 県が管理する地下水観測井では、現在地下水位は上昇または横ばい傾向であり、井戸枯れや地下水位の低下がない中での規制は既取水者等の理解を得にくい。

※1 河川法23条 河川の流れる水を占用しようとする者は、河川管理者の許可が必要である。

※2 法定外公共物敷地内における、土地の占用や工作物の設置等の際に市町長の許可が必要である。



## 2 対応方策

平野部を含めた県内全域を対象とした地下水の利用のあり方については、地下水保全のみならず経済活動など多角的な観点から検討する必要があり、既取水者との調整が必要となることや、規制の前提となる量的な実態把握に時間と費用がかかる。

~~まずは、ふくい~~の~~山林と水源を保全するという観点から、重要な水源地域であるダム上流の集水区域全域を監視区域として、水資源を保全するための行為規制を検討する。~~

しかし、県土の75%を占める森林は地下水等の重要な水源地域であり、これらの地域での地下水の過剰取水は県内の水資源に大きな影響を与えるおそれがある。

そのため、重要な水源地域である監視区域内での地下水採取について、採取の届出と採取量の定期報告で状況を監視しながら、採取に係る障害が生じる恐れがある場合には採取量の変更命令などの措置を講ずる必要がある。

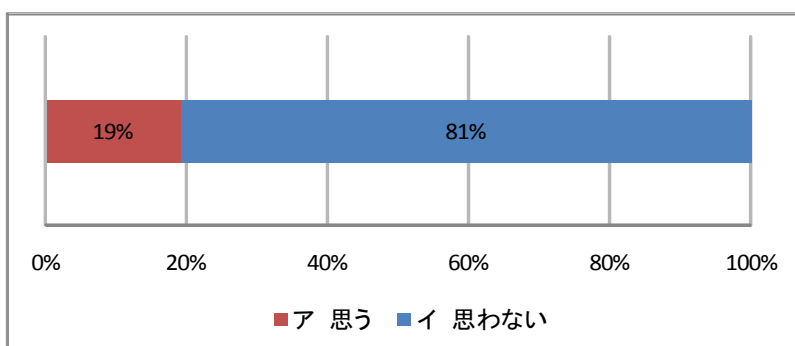
### Ⅲ 適切に森林管理できない者による森林所有を防ぐための対策

#### 1 現状と課題

木材価格が低迷する中、収益的に将来の見通しが立たないこと等を理由に、森林経営意欲が減退し管理を放棄する所有者や、売却を希望する所有者が増加することが懸念される。

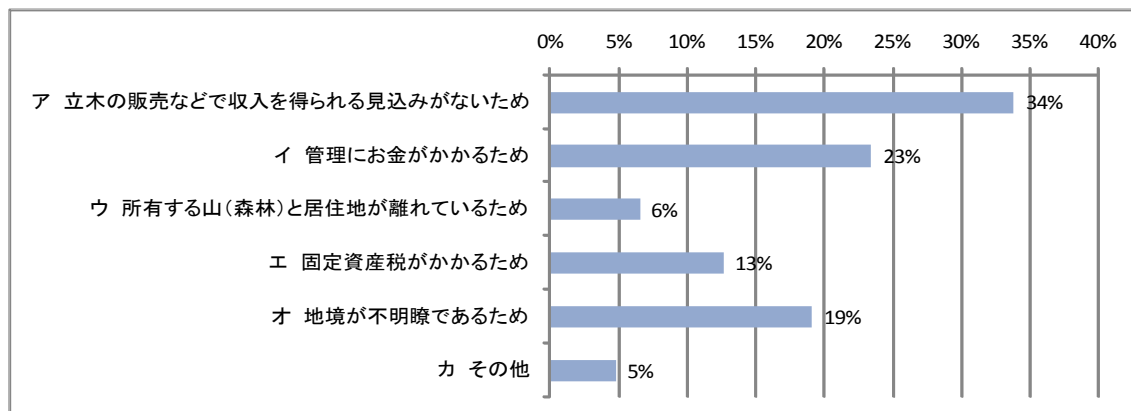
県民の意識調査結果（下記参照）では、約2割の所有者が山林を売却したいという意向を示した。

#### 山林売却の意向（山林所有者を対象に質問）



山林と水源に関する県民の意識調査：福井県森づくり課 H24.6～7月調査

#### 山林を売却したい理由（山林を売却したいと回答した所有者に質問）



山林と水源に関する県民の意識調査：福井県森づくり課 H24.6～7月調査

## 1 対応方策

売却に伴い森林を適正に管理できない者が所有することを防ぐため、意欲ある所有者への権利移転を促進するほか、重要な水源区域の森林については保安林指定を推進するなど、森林の有する水源涵養機能の持続的な発揮を確保していく必要がある。

### (1) 適切に森林管理できる者への権利移転の促進（あっせん）

（仮称）ふるさと山林情報管理センター[県]と森林組合系統、司法書士会など関係機関が強気に連携しながら、森林組合系統の林地供給事業<sup>※1</sup>（あっせん）を中核として、売主と買主の情報集約と仲介を行い、売買契約および売買契約後の管理までサポートできるよう機能を強化していく。

また、県は森林組合系統のあっせん機能が適切に発揮されるよう、必要な協力や支援を行うことが望まれる。

※1 林地供給事業（森林組合法第9条第2項第7号及び第101条第1項第9号に規定する事業）

#### (1) 目的

林業経営の規模の拡大、林地の集団化等林地保有の合理化の推進

#### (2) 要件

- ・ 地域森林計画の対象であること
- ・ 森林組合が管轄する山林であること
- ・ 土地の買主がその有する山林のすべてについて、取得後1年以内に森林経営計画の認定を受けること

#### (3) 特例

林地を譲渡した者は、その譲渡所得から800万円の特別控除を受けることができる

### （仮称）ふるさと山林情報管理センター[県]の役割

- ・ 売買希望者からの情報収集および林地流動化センターへの情報提供
- ・ 環境貢献等を実施する企業に対する山林購入や山林利用の働きかけ
- ・ 担保権を実行する可能性のある金融機関へのあっせん利用の働きかけ
- ・ ~~あっせんしても売買成立しない山林に対するフォローアップ<sup>※2</sup>~~ など

### 森林組合系統（林地流動化センター）の役割

- ・ 売却希望案件情報の提供（ホームページ等）
- ・ 売却希望地の境界の明示~~現地案内~~
- ・ 売却価格の設定<sup>※32</sup>
- ・ 買取り希望者名簿の作成~~売主希望者の登録~~および（仮称）ふるさと山林情報管理センター[県]への情報提供
- ・ 司法書士協会等と連携した不動産売買契約や不動産登記
- ・ 売買契約成立後の森林管理 など

~~※2 重要な区域の水源林については公有林化の検討など~~

※32 売買希望山林の林況、路網整備などの立地条件を加味し、所有者と協議のうえ、

## 不動産鑑定士の活用などにより適正な売却価格を設定

なお、あっせんにあたっては、買主が適正な管理ができることを条件にすることが必要である。

## (2) 保安林指定の推進

特に重要な水源林（前章における監視区域など）については、水源涵養機能を発揮できる状態に管理していくことが必要であることから、森林法に基づく保安林の指定を推進し、その保全に取り組んでいく。

（参考：保安林における行為制限等について）

### 1 行為制限

保安林で立木を伐採する場合や、土地の形質変更を行う場合には、あらかじめ都道府県知事の許可が必要となる。

また、立木を伐採した場合は、原則伐採跡地への植栽が義務付けられる。

### 2 保安林機能の強化

手入れ不足等により森林の持つ公益的機能が低下している保安林について、勧告しても森林所有者等が施業を行わない場合、治山事業により森林を整備することができる。

## (3) 公有林化

生活用水を供給するような重要なダムの水量や水質の保全のために、水源かん養機能の維持増進が強く求められる山林などについては、県や市町などが買取りし公有林化することも、その保全対策の一つとして考えられる。

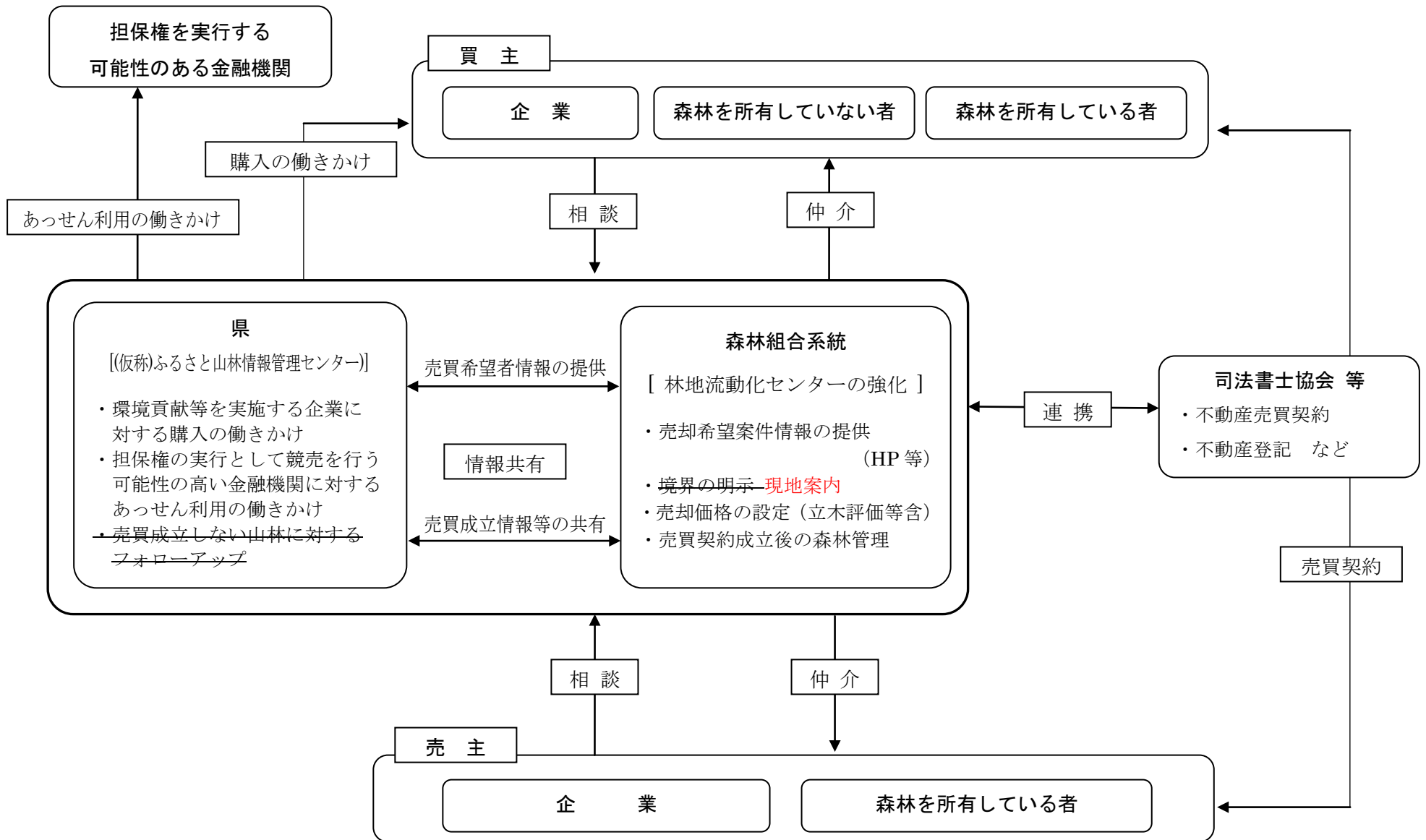
しかしながら、買取りについてはその取得や目的に応じた適正な管理のために多額の財政負担を生じるほか、行政に買取りを求める土地所有者の増加なども懸念されることや、公有林化する場合には公有財産としての位置づけや買取り基準を明確化する必要があるなどの課題があることから、慎重に検討していくことが必要である。

また、買取りだけではなく土地所有者からの寄付による公有林化も考えられる。

寄付については、取得にかかる財政負担はないものの、管理経費を生じるものであり、買取りの場合と同様に寄付の受け入れ基準の明確化などについて、慎重に検討する必要がある。

なお、山林の寄付の申し出については、県や市町が受け入れを検討するほか、森林組合や社団法人 福井県緑化推進委員会など、その適正な管理が望める公共的団体に対して受け入れの働きかけを行うことも考えられる。

## 権利移転促進（あっせん）にかかるフロー（案）



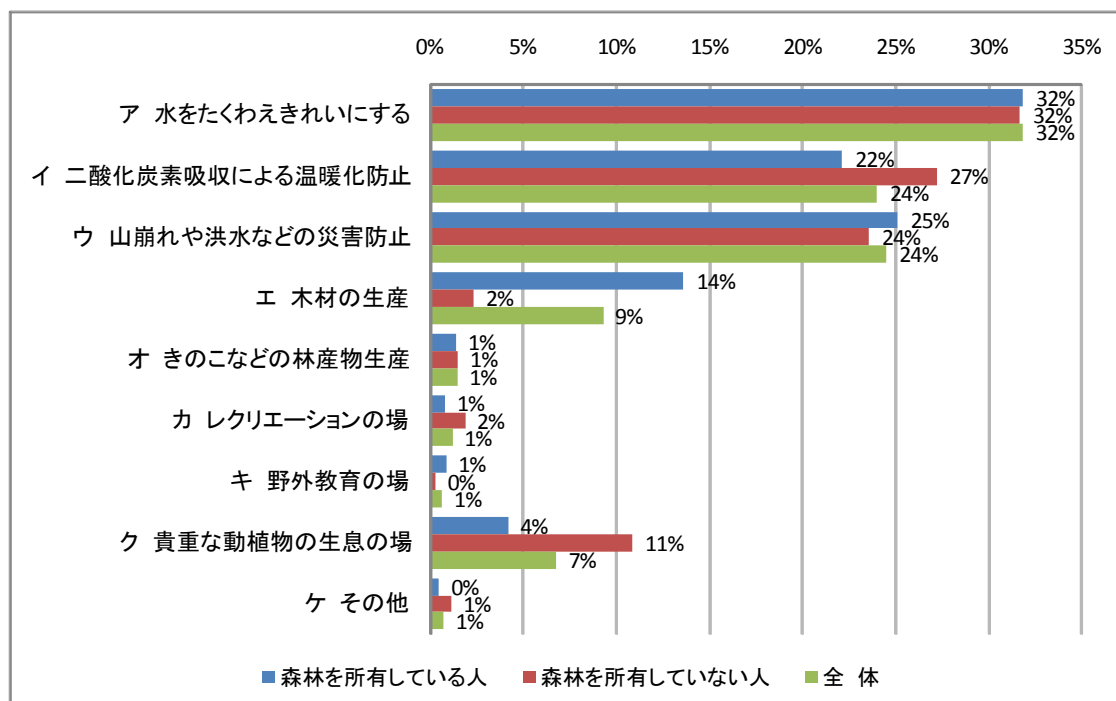
#### Ⅳ 県民総ぐるみで森林を守るための意識啓発・気運の醸成

##### 1 現状と課題

森林は、清らかな水と空気を育み、木材等を供給し、災害から県民の生命、財産を守り、多様な生態系を支えるなど重要な役割を担っている。

県民の意識調査結果でも、森林の持つ、水や空気を育む働きや災害から県民の生命、財産を守る働きに、大きな期待が寄せられていることがわかった。

##### 特に期待する山（森林）の働きについて（2つ選択）



山林と水源に関する県民の意識調査：福井県森づくり課 H24.6～7月調査

水資源保全の観点からも、森林は水源地として重要な役割を果たしている「県民共通の財産である」との認識のもと、森林所有者のみならず県民全体で保全していくことが重要である。

## 2 対応方策

条例による重要な水源地の土地取引に関する事前届出制の導入に加え、目的が不明瞭な山林売買に対し、県民総ぐるみで監視を行うことにより、保全体制を強化していく。

このため、森林の不適切な利用を県民総ぐるみで抑止・監視していくという意識・気運づくりに向けた啓発や体制づくりを行う。

### 【具体的施策】

#### ① 山林売買監視モニター制度（仮称）の創設

- ・山間部の集落の区長等<sup>※</sup>を「山林売買監視モニター」として委嘱し、目的が不明瞭な山林買取情報などがあった場合に、（仮称）ふるさと山林情報管理センター[県]へ報告する体制の整備

※ 区長、林家組合長、その他地域の山林に詳しい人物など。

山と接している集落の区長 約 1,200名集落

#### ② 山林と水源の保全に高い知識と意識を有する人材の育成

- ・植樹会や自然体験会や学習会などの様々な機会を通じ、山林と水源の役割や大切さを普及していくための中核的な人材の育成

#### ③ 山林と水の恵みを体感できる緑と花の県民運動による<sup>※</sup>自然体験会や学習会の開催など様々な機会を通じた山林と水源の役割や大切さの普及啓発

・身近な自然における水の循環を体感できる体験会や学習会 など

（緑と花の県民運動 例）

- ・緑と花の県民運動大会
- ・身近な自然や文化に触れ親しむフットパス体験会
- ・林道を活用し自然に親しむ林道ウォーク
- ・植樹や下刈りなどの体験会 など

※平成 21 年に本県で開催した第 60 回全国植樹祭を契機に展開している、森林や自然の恵み、自然の厳しさを再認識するとともに、福井の元気な森林づくりや美しく誇りの持てる元気なふるさとづくりを行い、未来へ引き継いでいくための県民運動

#### ④ シンポジウムの開催や集落座談会など地域に密着したコミュニケーション活動による意識・気運づくりの開催

・~~シンポジウムの開催や地域に密着したコミュニケーション活動による意識・気運づくり~~

## 福井県水源地域保全条例（仮称） 骨子の概要

### 【目的】

水源地域の保全に関して、基本理念、関係者の責務・役割を明確にし、水源地域の適正な土地利用の確保と地下水の採取など必要な事項を定めることにより、ふるさと福井の豊かな水の恵みを育む山林を将来に渡り守り引継ぐことを目的にします。

### 【基本理念】

水源地域の保全は、県、市町、土地所有者等および県民の適切な役割分担と相互連携の下に推進されなければなりません。

### 【県の責務と関係者の役割】

県の責務、市町の役割、事業者の役割、森林組合の役割、土地所有者の役割、県民の役割を定めます。

### 【監視区域の指定】

知事は、水源地域の保全のために、特に適正な土地利用と地下水の適正採取を図る必要のある民有林を監視区域に指定します。

### 【監視区域における適正な土地利用の確保】

#### ○土地所有権等の移転等の事前届出

・監視区域内の土地の所有権等の移転等を行おうとするときは、土地の所有者等は契約を締結する30日前までに知事に届出なければなりません。

#### ○土地所有権等を有する法人を支配した場合の事後届出

・監視区域内の土地の所有権等を有する法人を支配(株式または出資の過半を保有)することになったときは、30日以内に知事に届け出なければなりません。

#### ○助言

・知事は、土地の所有権等の移転等の届出を受けた場合には、売主および買主予定者に対して、当該土地の利用方法など必要な助言を行うものとします。

#### ○勧告・命令および過料・公表

・知事は、土地所有者等が届出をしないとき、また虚偽の届出をした場合には、適正に届出するよう勧告・命令し、正当な理由なくこれに従わないときは5万円以下の過料に処すとともに、氏名等を公表することができます。

### 【その他】

#### ○市町村条例との関係

・市町が定める条例の規定の内容がこの条例と同一の目的である場合、この条例の規定の適用については当該市町長と知事が協議して定めます。

### 【監視区域における地下水の適正な採取】

#### ○事前調査の届出

・監視区域において井戸を掘削し、または吐出口断面積が一定規模を超える揚水施設を設置しようとする者は、周辺井戸等に対する影響調査を実施しなければなりません。また、調査の60日前までに知事に影響調査計画を届出なければなりません。

#### ○採取計画の届出

・監視区域において吐出口断面積が一定規模を超える揚水施設を用いて地下水を採取しようとする者は、60日前までに知事に採取計画を届出なければなりません。

#### ○採取計画の変更命令

・知事は、採取計画に基づく地下水の採取が監視区域の水資源に影響を生じさせると認める場合は採取計画の変更を命じることができます。

#### ○地下水採取量等の報告

・監視区域において吐出口断面積が一定規模を超える揚水施設で地下水を採取する者は水量測定器および水位観測器を設置し、定期的に採取量および水位を知事に報告しなければなりません。

#### ○勧告・命令および過料・公表

・次のような場合、知事は勧告・命令し、正当な理由なくこれに従わないときは5万円以下の過料に処すとともに氏名等を公表することができます。

- ①監視区域の地下水位が低下するなど水資源保全のため特に必要があると認めるとき
- ②届出をしないで揚水設備の設置・変更をしたとき
- ③虚偽の届け出をしたとき、または届出内容を超えて採取しているとき
- ④採取計画変更命令に違反したとき



## I 総則

### 1 目的

- ・水源地域の保全に関して必要な事項を定めることにより、県民の安全で安心な生活に不可欠なふるさと福井の豊かな水の恵みを将来に渡り守り引き継いでいく。

### 2 定義

- ・必要な用語を定義する。

### 3 基本理念

- ・水源地域の保全について、県、市町、事業者、土地所有者等および県民の適切な役割分担ならびに相互連携の下に推進する。

### 4 県の責務および関係者の責務役割

- ・県の責務および市町、事業者、土地所有者等、および県民の役割を定義する。

### 5 関係機関への協力要請

- ・条例の施行に当たって必要があるときは、行政機関その他関係機関に対し必要な協力を求めることができる。

## II 水資源水源地域の保全に関する基本的施策

### 6 基本施策

- ① 森林が有する水源を涵養する機能の維持増進
- ② 水源にかかる土地売買等について、監視、情報収集、指導、助言、あっせんなどの措置の実施
- ② 水源地域の保全のための適正な土地利用の確保
- ③ 水源地域の保全のための地下水等の水量の保全
- ④ 県民や事業者等の山林と水源水源地域の保全に対する理解の促進

### 7 森林が有する水源を涵養する機能の維持増進

- ・県は、水源周辺地域の森林について、森林法に基づく保安林制度の活用指定の推進、造林、保育等の森林施業の適切な実施森林整備の推進その他必要な措置の実施する。

### 7 水資源の保全のための適正な土地利用の確保

- ・監視区域に関する措置その他の必要な措置の実施

#### 8 土地売買等の相談および情報収集

- ・知事は、~~民有林の土地に関する権利の移転または設定について、土地所有者からの相談に応じる。~~
- ・知事は、~~民有林の土地に関する権利の移転または設定について、事前に関係市町長および関係団体（以下「関係団体等」という。）の代表者に情報の提供を求めることができる。~~

#### 9 森林所有権の移転等(※1)のあっせん

- ・知事は、~~適正な山林と水源の管理を確保するために必要と認めるときは、関係団体等と連携しながら、森林所有権の移転等のあっせんを行うことができる。~~

※1 ~~森林（森林とする土地を含む。）についての所有権移転、使用及び収益を目的とする権利の設定もしくは移転、または森林施業の委託をいう。~~

#### 8 県民等の理解の促進

- ・県は、~~水資源~~**水源地域**の保全に対する県民等の理解を促進するための普及啓発を行う。

### III 監視区域の指定

#### 9 監視区域の指定

- ・知事は、~~水資源~~**水源地域**の保全のために、特に適正な土地利用と**地下水の適正採取**を図る必要のある民有林を監視区域に指定する。
- ・監視区域の設定にあたっては、公告・縦覧の手続き等を経て、告示により指定する。
- ・監視区域の指定にあたっては、事前に関係市町長の意見を聴取しなければならない。

### IV 水源地**監視区域**における適正な土地利用の確保

#### 10 監視区域の土地に関する権利の移転等の事前届出

- ・監視区域内の土地所有者は、土地に関する権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、契約締結の30日前までに知事に届出<sup>※</sup>しなければならない。
- ・知事は、届出内容について関係市町長に通知する。

※届出事項の想定

- ・売主・買主予定者の住所・氏名・連絡先
- ・契約対象の権利（所有権、地上権、賃借権など）
- ・契約予定年月日
- ・土地に関する事項（地番、地目、面積、土地利用の現況）
- ・買収後の土地利用目的
- ・買主が遠隔地の場合は、~~実際の~~管理予定者の氏名・住所・連絡先
- ・買主が国外の場合は、国内の連絡先 など

**11 山林を所有する法人の過半の株式等の取得により、当該法人の山林を実質的に所有する者の事後届出**

- ・監視区域の土地に関する権利を所有している法人の議決権の過半数の株式または出資を保有することになった者について、当該法人が、30日以内に知事に届出しなければならない。

※届出事項の想定

- ・議決権の過半数の株式・出資を保有することになった者の住所・氏名（名称）・連絡先
- ・当該法人が土地に関する権利を所有する監視区域内の土地に関する事項（地番、地目、面積、土地利用の現況） など

**12 市町長への通知**

- ・知事は、10および11の規定による届出があったときは、当該届出に係る土地が所在する市町の長にその内容を通知する。

**13 助言**

- ・知事は、監視区域の事前届出を受けた場合には、売主および買主予定者に対し、土地の利用の方法などについて助言する。

**14 報告の徴収**

- ・知事は、10および11の規定による届出をした土地所有者に対し当該土地の利用状況等に関し、必要な報告を求めることができる。

**15 勧告**

- ・知事は、監視区域の土地に関する権利を有する者が、10および11の規定による届出しないときや虚偽の届出をしたとき、または14の規定による報告をしないときや虚偽の報告をしたときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

#### 16 命令

- ・知事は、勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めて当該勧告に従うよう命じることができる。

#### 17 公表

- ・知事は、命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨および当該命令の内容を公表することができる。

#### 18 過料

- ・知事は、~~届出をしなかった者、また虚偽の届出をした者に~~命令を受けた者が当該命令に従わなかったときは、5万円以下の過料を科すことができる。

### V 監視区域における適正な地下水採取

#### 19 事前調査の届出

- ・監視区域において井戸を掘削し、または吐出口断面積が一定規模を超える揚水施設を設置しようとする者は、周辺井戸等に対する影響調査を実施するものとし、60日前までに知事に影響調査計画を届出なければならない。

##### ※届出事項の想定

- ・井戸の位置および1年間に採取を予定する地下水の量
- ・影響調査のために採取する地下水の量および採取の期間
- ・地下水採取の目的・用途 など

#### 20 事前調査についての意見

- ・事前調査の届出があったときに、知事は調査方法等について監視区域の水資源保全の見地から意見を述べるることができる。

#### 21 採取計画の届出

- ・監視区域において吐出口断面積が一定規模を超える揚水施設を用いて地下水を採取しようとする者は、60日前までに知事に採取計画を届出なければならない。

※届出事項の想定

- ・井戸の位置および1年間に採取を予定する地下水の量
- ・揚水機の吐出口の断面積その他揚水設備に関する事項
- ・水量測定器に関する事項
- ・地下水採取の目的・用途
- ・影響調査結果報告書 など

**22 採取計画変更命令**

- ・知事は、採取計画に基づく地下水の採取が監視区域の水資源に影響を生じさせると認める場合は届出の日から60日以内に限り採取計画の変更を命じることができる。

**23 地下水採取量等の報告**

- ・監視区域において吐出口断面積が一定規模を超える揚水施設で地下水を採取する者は水量測定器および水位観測器を設置し、採取量および水位を記録するとともに、定期的に採取量および水位を知事に報告しなければならない。

**24 報告および立入調査**

- ・知事は、地下水の採取状況等必要な事項に関し報告を求めるとともに事業所ならびに揚水設備を設置している土地に立入り、検査をさせることができる。この場合はあらかじめその旨を通知しなければならない。

**25 勧告**

- ・知事は、次のような場合、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- ① 監視区域内の地下水水位が低下するなど水資源保全のため特に必要があると認めるとき
  - ② 届出をしないで揚水設備の設置・変更をしたとき
  - ③ 虚偽の届け出をしたとき、または届出内容を超えて採取しているとき
  - ④ 知事の求める報告をしなかったとき、または虚偽の報告をしたとき
  - ⑤ 立入検査を拒んだとき

**26 命令**

- ・知事は、勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めて当該勧告に従うよう命じることができる。

### 27 公表

- ・知事は、命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨および当該命令の内容を公表することができる。

### 28 過料

- ・知事は、命令を受けた者が当該命令に従わなかったときは、5万円以下の過料を科すことができる。

## VI 雑則

### 29 適用除外

- ・第IV章の規定は国、地方公共団体等には適用しない。
- ・第V章の規定は国、地方公共団体、水道事業者等には適用しない。

### 30 市町の条例との関係

- ・市町が定める条例の規定の内容が、この条例と同一の目的である場合、この条例の規定の適用については、当該市町長と知事が協議して定める。

### 31 規則への委任

- ・この条例のほか、施行に必要な事項を規則で定める。

## AV 森林所有者情報の収集体制の整備

### 1 現状と課題

森林の適切な管理について、行政機関や関係団体が適時・適切に指導・助言していくためには、森林所有者情報を正確に把握する必要がある。

森林所有者の情報については、国土利用計画法に基づく売買届出、地方税法に基づく固定資産課税台帳、不動産登記法に基づく登記簿、森林法に基づく地域森林計画策定のために林況等必要な事項をとりまとめた森林簿により、各行政機関が独自に管理している。

各行政機関が保有する森林所有者情報については、氏名、住所等の個人情報が含まれており、個人情報保護条例により、行政機関内部で情報を取り扱う事務の目的以外に利用できないこととされていることから、広く公表されている不動産登記法に基づく登記簿以外の森林所有者情報については、情報の共有が困難であった。

### 2 対応方策

平成23年4月22日の森林法の一部を改正する法律により追加された森林法第191条の2の規定<sup>※1</sup>に基づき、森林法の施行に必要な場合<sup>※2</sup>は、行政機関内部での利用および他の機関に対する情報提供の依頼ができることとなった。

また、同じく追加された森林法第10条の7の2の規定<sup>※3</sup>により、平成24年4月1日から新たに森林の土地の所有者となった旨の届出を当該土地の存する市町の長に提出することとなったところである。

以上のことを踏まえ、各行政機関が保有する森林所有者情報を一元的に集約し、正確に把握していくための仕組みづくりを行う必要がある。

#### ※1 森林法 191 条の 2 （森林所有者等に関する情報の利用等）

都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たって特定された目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。（以下 略）

※2 森林法の施行のため必要がある場合とは、

- ・伐採及び伐採後の造林の計画の届出をしないで伐採が行われた場合の造林命令
- ・保安林における監督処分

などの諸制度を円滑に実施するために必要な場合をいう。

※3 森林法 10 条の 7 の 2 （森林の土地の所有者となった旨の届出等）

地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法第 23 条【土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出】第 1 項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

各行政機関が保有する森林所有者情報を一元的に集約するための、具体的な流れについては、次のとおりである。

## 森林所有者情報の集約・一元化の流れ（別図参照）

### （1）法務局

- 不動産登記簿の登記済通知書情報を市町税務担当へ提供<sup>※1</sup>

**市町税務担当へ通知**

### （2）市町

#### （税務担当）

- 法務局から入手した登記済通知書情報を市町林務および土地担当へ提供

**林務担当へ提供(内部利用)**

- 税務担当が独自調査し知り得た森林所有者情報のうち、森林法第 10 条の 7 の 2 に規定する森林の土地所有者となった旨の届出義務がある者に関する登記簿と異なる台帳情報について市町林務担当へ提供<sup>※2</sup>

**林務担当へ提供(内部利用)**

#### （地籍担当）

- 地籍調査で知り得た森林所有者情報を市町林務担当へ提供

**林務担当へ提供(内部利用)**

#### （土地担当）

- 国土利用計画法に基づく土地売買等届出情報を市町林務担当へ提供

**林務担当へ提供(内部利用)**



(林務担当)

□森林法に基づく森林の土地所有者となった旨の事後届出

**〔(仮称)ふるさと山林情報管理センター[県]へ提供**

□税務担当から入手した登記済通知書情報、地籍担当から入手した森林所有者情報、土地担当から入手した国土利用計画法に基づく土地売買等届出情報を、(県)ふるさと山林情報管理センター(仮称)へ提供

**〔(仮称)ふるさと山林情報管理センター[県]へ提供**

なお、市町林務担当は、税務担当、地籍担当、土地担当から入手した情報により、森林法に基づく森林の土地所有者となった旨の事後届出違反事案の把握・指導にも活用する。

(3) (仮称)ふるさと山林情報管理センター[県]

□市町林務担当から提供を受けた各森林所有者情報を活用し、森林簿により森林所有者情報を正確に把握

□市町へ森林簿情報を提供するとともに、関係法令及び個人情報保護条例の適用の下で、必要に応じ外部へ提供

なお、例えば土地所有者は居住地を変更した場合であっても不動産登記簿への変更届出義務がないなど、各行政機関が保有する情報の集約・一元化を図っても、森林所有者を把握しきれないことも想定される。

このため、(仮称)ふるさと山林情報管理センター[県]においては、現地に出向き、地域の山林の実情に詳しい所有者から直接情報収集を行うなど「顔の見える関係」を築くことが重要である。

※1 地方税法第 382 条

登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、十日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2 前項の規定は、所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記又はこれらの登記の抹消、これらの権利の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記若しくは百年より長い存続期間を百年より短い存続期間に変更する地上権の変更の登記をした場合に準用する。(以下 略)

※2 森林法 191 条の 2 (森林所有者等に関する情報の利用等) による市町の税務部局が保有する情報の取り扱いについては、その具体について別途通知するとされていたが、平成 24 年 3 月 26 日付けで下記のとおり示されたところである。

「地方税法第 341 条第 1 項第 9 号に規定する固定資産課税台帳に記載されている森林法第 10 条の 7 の 2 に規定する森林の土地所有者に関する情報のうち、地方団体の税務部局が調査した結果知り得た情報については、同条の規定に基づき、同条が施行される平成 24 年 4 月 1 日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる情報に限り、市町村林務部局は地方団体の税務部局から当該登記簿と異なる台帳記載情報の提供を受けることが可能である。」

